

令和4年11月11日
子ども・若者部
子ども・若者支援課

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区奨学資金貸付金返還請求事件に係る訴えの提起)

世田谷区奨学資金貸付金返還請求事件に係る訴えの提起について、下記のとおり報告する。

記

1. 専決処分の内容

原告 世田谷区
対象者 1件3名
訴訟の請求金額合計 93万6000円

2. 対象者

被告① 世田谷区在住、[REDACTED] (奨学生本人)
被告② 世田谷区在住、[REDACTED] (被告①の連帯保証人)
被告③ 世田谷区在住 [REDACTED] (被告①の連帯保証人)

3. 訴えの要旨

次の判決及び仮執行宣言を求める。

- (1) 被告①、被告②及び被告③は、原告に対し、連帯して、金93万6000円及びこれに対する各支払期日(最初の起算日 平成25年6月30日)の翌日から支払済まで年14.6パーセントの割合による金員を支払うこと。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。

4. 専決処分日 令和4年10月31日

5. 訴訟提起日 令和4年11月4日